

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金(65歳以上)について

### ◇趣旨

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得者の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、「高齢者向けの年金生活者等支援臨時給付金支給事業」が実施されます。

### ◇支給対象者

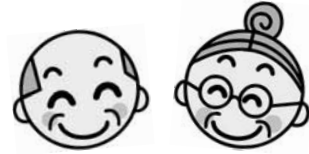
平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上（昭和27年4月1日以前生まれ）となる方

#### 【平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者とは】

基準日（平成27年1月1日）において次の要件を満たす方

- 小平町の住民基本台帳に登録されている方
- 平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されていない方

※平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方、生活保護制度の被保護者の方などは対象外



### ◇支給額

支給対象者1人につき3万円

### ◇申請書類の配布及び申請方法

申請書類の配布は、支給対象者と思われる方へ4月の中旬頃送付します。

- 申請期間 平成28年4月18日(月)～平成28年7月19日(火)
- 申請先 保健福祉課福祉係・鬼鹿支所・達布支所
- 持参する物 申請書・印鑑・振込先通帳の写し（ただし平成27年度臨時福祉給付金の振込先で変更が無い場合は必要ありません）・本人確認できるもの（免許書、保険証など）

◎問い合わせ先 保健福祉課福祉係（内線272・273）



## 町の特産品振興のため、アイデア・意欲ある方を応援します 「小平町特産品振興支援事業補助金」

町では、平成26年10月から支援が必要と認定された特産品振興のための生産活動や調査研究を支援し、町特産品のブランド化を図り、雇用機会拡充とともに地域経済の振興につながることを目的とした補助事業を実施しておりますので、下記概要をご理解いただき積極的に活用されますようお願い致します。

### ☆補助要綱の概要

- 補助対象者⇒町内で特産品のための生産活動（加工品含む。）又は調査研究を行う者。
- 補助率 等⇒生産活動施設整備費…事業費の2分の1以内（補助金上限額500万円）  
調査研究費……………事業費の2分の1以内～全額（補助金上限額200万円）
- 認定 等⇒各所属組織等（組織に所属していない場合は町へ直接）を通じ認定申請をして下さいその後、各団体から推薦の受けた者で構成する審査会において認定の可否を判断します。  
なお、申請者は審査会に出席し、申請内容の説明を行う必要があります。
- 実績報告⇒事業実施の翌年度から3年間、経営等の実績を報告しなければなりません。
- 振興組織への参画⇒補助金の交付を受けた方は、情報交換を通し連携方策を検討するため、別に組織する協議会に参加することが必要です。

【詳しくは、各産業団体（農協・漁協・商工会）又は企画振興課にお問い合わせください。】

◇◇◇◇◇ お気軽にご相談を ◇◇◇◇◇